

第 17 回伊野町・吾北村・本川村合併協議会会議録

【日 時】 平成 16 年 8 月 26 日 (木) 午後 1 時 33 分 ~ 午後 4 時 48 分

【場 所】 吾北山村開発センター 2 階大会議室

【出席者】

協議会委員

| | 伊野町 | 吾北村 | 本川村 | 高知県 |
|-------|----------|----------|----------|------|
| 首長 | 塩田 始 | 小松 保喜 | 山中 安夫 | |
| 助役 | 上田 周五 | 和田奨四郎 | (欠員) | |
| 議会議長 | (欠席)畑山博行 | 黒石 利武 | (欠席)和田公靖 | |
| 議会議員 | 井上 敏雄 | 筒井 鷹雄 | 川村 茂 | |
| | 浜田 孝介 | 伊藤 隆茂 | 伊東 尚毅 | |
| | 土居 豊榮 | 筒井 幹夫 | 中平由美子 | |
| 学識経験者 | 西川かず子 | (欠席)川村奈央 | 曾我部義晴 | 隅田 明 |
| | 長崎 讓 | 細川 治雄 | 山中 治 | |
| | 片岡 幹夫 | 岡林 富男 | 森川 森次 | |
| | 岡 健市 | 筒井 静一 | 中平 一三 | |
| | 土居美代子 | (欠席)弘瀬和子 | 山中千代子 | |
| | (欠席)佐藤廣志 | (欠席)北川一海 | 伊東 誠 | |
| | 山本 高裕 | 岡田 桂 | 川村 明人 | |

幹事会

| | | |
|-------|-------|-------|
| 岡林 正憲 | 筒井 正典 | 松本 健市 |
|-------|-------|-------|

事務局

| | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 本山 博文 | 氏原 憲明 | 別役 理佳 | 土居内淳一 |
| 天野 里香 | 北川 博章 | 森木 香帆 | 津野 加奈 |

監査委員

| 伊野町 | 吾北村 | 本川村 |
|-------|------|------|
| 小松 成喜 | 山田 裕 | 岡林 弘 |

高知県

| |
|----------|
| 市町村合併支援室 |
| 岡 里香 |

傍聴人

3 人 (うち報道関係 1 人)

【 1 開会 午後 1 時 3 3 分】

本山事務局長：第 17 回伊野町・吾北村・本川村合併協議会の開会を宣告。

開会の挨拶を塩田会長が申し述べ、後の進行をさせていただくのでよろしく願います。

【 2 会長挨拶】

会長：17 回の合併協議会をご案内いたしましたところ、皆様方にはお忙しい中を、また暑い中お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。また、傍聴者の方もおいでいただきまして、本当にありがとうございます。

今、平仮名の「いの町」は7月29日に県知事から吾川郡「いの町」とするという、県議会の決定をいただきましたし、去る8月13日に総務省の官報告示でございましたが、吾川郡「いの町」を承認するといったことで、もう合併したと同じこと、後はカウントダウンの状況に入ってきているところでございます。

「いの町」そして「葉山と東津野」そして吸収合併の「高知市、鏡村、土佐山村」との3つの合併が県内では今進んでいるところでございます。この協議会の中でいろんな議論をしていただきました。その中で対等合併であるといったことに重きをおきながら議論をした中で、やはり本庁舎は伊野に置くという関係で、吾北、本川の委員の皆様方は本当に対等なのか、ややもすると吸収合併ではないか、といった思いがあったと思います。そういった思いの中で、この協議会の中での議論がやはり吾北、本川を見据えた議論が多く出されたと思います。

私も過疎地域を作って新しい町の中で、中心部だけが栄えるといったことは避けなくてはならないといった思いでありまして、皆さん方のご意見を十分に吸収いたしまして、新しい新町計画も作りまして、それぞれの行政の中での施策、そして支所、住民の声がすぐに届くといった思いを重要視したところでございます。またそういった意見を皆さんにご同意いただきまして、本当にありがとうございました。

挨拶の中ではございますが、今日はひとつ重大なことを発表したいと思います。実は10月1日からの職務執行者の件でございます。これは合併の中で3首長の話し合いによって決めるといったところで、今までも事務局を介しまして、下話を続けてきたところでございます。本日、最終的にこの会に入る前に3名で話しをしまして、今までどおりの方針でいくといったところで10月1日からは職務執行者は吾北の小松保喜さんにやっていただきたいと思うところでございます。山中安夫村長は辞退をしたいと意見がございました。私も新しいいの町長に立候補する思いでございます。10月1日から選挙までの間、私が役場を空けるといったことは助役、収入役がない中で、そういった行政を行うことは住民の皆さんに対して大変失礼であると判断し、小松さんをお願いをしたところでございます。10月1日から選挙の日までの職務執行者をよろしく願いを申し上げまして簡単ではございますがご挨拶といたします。

会長：議題に先立ちまして前回協議会の報告事項のうち、報告第17号いの町の行政組織の中で浜田孝介委員からご質問があった、組織の表記の件について、持ち帰り再度協議調整させていただいたので、追加説明をさせていただく。事務局からの説明をお願いします。

本山局長：それでは前回の会の時に行政組織についてのご質問があった。教育委員会の組織について再度協議をしまして、教育事務所においては学校教育係と、社会教育係

を設置することとして、公民館等の職員の管理は教育事務所で統括するが、事務分掌は教育委員会の図書館等に属することになるので、その中で行政の方の仕事を進めていきたいという調整をさせていただきたいと思う。

会長：浜田委員それでよろしいでしょうか。

浜田孝介：組織の簡素化が図られたのですね。それならわかりました。

【 3 会議録署名委員の指名】

会長：会議録署名委員の指名を行う。

片岡幹夫君、山中治君を指名し、よろしく願います。

【 4 議 題】

会長：本日の出席委員は、6名の方から欠席の届け出があり、39名中33名で、委員の過半数以上の皆様に出席していただいております。伊野町・吾北村・本川村合併協議会規約第10条第1項の規定により協議会が成立していることを宣言する。

同規約第10条第2項の規定により、協議会の会議の議長は会長が務めることを了承願う。

議長：議題に移る旨宣告する。

《報告事項》

議長：報告第19号 調整方針が合併時となっている項目についての具体的な調整内容についてを議題にする旨宣告する。事務局からの説明を求める。

氏原事務局次長：2ページ、協定項目15「使用料、手数料等の取扱いについて」

調整方針を「道路・河川占用料は、事前に調整のうえ合併時に統一する。」としていた事項については、具体的な調整内容として「道路・河川占用料は、伊野町の例に倣い統一」した。条例では、「いの町道路占用料条例」と「いの町公共用財産管理条例」で規定している。調整方針を「手数料は、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平の原則により、合併時に統一する。」としていた事項については、「手数料は伊野町の例に倣い統一」した。条例では、「いの町手数料条例」で規定している。

協定項目20「国民健康保健事業の取扱いについて」

調整方針を「保険税の税率は、国民健康保健事業の健全で円滑な運営を確保することが出来る額に合併時に統一する。」としていた事項については、「保険税の税率は次のとおりに統一」した。基礎分は、所得割7.80%、資産割23.00%均等割23,500円、平等割19,000円。介護分は、所得割2.00%、資産割7.50%、均等割7,000円、平等割6,500円。条例では、「いの町国民健康保険税条例」で規定している。

調整方針を「軽減措置についても、合併時に統一する。」としていた事項については、「軽減措置については、7割、5割、2割」とした。条例では、「いの町国民健康保険税条例」で規定している。

調整方針を「国民健康保険運営協議会は、合併時に統合する。」としていた事項については、「国民健康保険運営協議会の委員は、15人」とした。条例では、「い

の町国民健康保険条例」で規定している。

調整方針を「高額療養費の貸付限度額は、合併時に統一する。」としていた事項については、「高額療養費の貸付限度額は、高額療養費の額の範囲内とする。」とした。条例では、「いの町国民健康保険高額療養費貸付条例」で規定している。

協定項目 2 1 「介護保健事業の取扱いについて」

調整方針を「介護認定審査会、介護認定訪問調査方法及び調査員については合併時に統合する。」としていた事項については、「伊野町、吾北村が参加して開催されていた伊野町・吾北村・日高村介護認定審査会は合併により廃止され、合併後は、いの町・日高村介護認定審査会において、本庁で開催する。」「本川村は合併により嶺北地区介護認定審査会を脱会して、合併後はいの町・日高村介護認定審査会に参加する。」また、「介護認定訪問調査方法及び調査員は合併後、本庁で一括管理することとし、調査員は、本庁並びに各総合支所にそれぞれ配置する。」こととした。

調整方針を「給付事務及び保険料賦課事務は合併時において調整する。」としていた事項については、「給付事務は合併後、本庁で一括処理することとし、各総合支所では、保険給付のうち償還払い（高額サービス、住宅改修費、福祉用具購入費等）に係る支給に関する事務のみを取り扱うこととし、介護保険料賦課事務は合併後は、本庁で行うこととしている。そのほか、本庁で一括して行う業務は、今まで各町村で行っていた集信配信業務（特別徴収義務者いわゆる社会保険庁の年金・共済組合の天引きのことで、この義務者と町村間での磁気媒体による情報のやりとり）や、被保険者への保険料の賦課及び通知業務を本庁で行い、各総合支所では、納付書の再発行及び納付証明書の発行を行う。」としている。

協定項目 2 3 - 3 「各種福祉制度の取扱いについて」

調整方針を「生活管理指導事業（指導員派遣）は、事前に調整のうえ、合併時に統一する。」としていた事項について、（訂正事項、具体的調整内容に記載している、「吾北村のみ実施していたが、平成 17 年度からは」とある「平成 17 年度からは」を削除願う。）具体的調整内容は「吾北村のみ実施していたが、（16）軽度生活援助事業に移行し、統一して実施する。」こととした。

調整方針を「災害見舞金支給は、事前に調整のうえ、合併時に統一する。」としていた事項については、「合併時に伊野町の例により統一する。」こととし、全焼の場合 20,000 円 半焼の場合 10,000 円とした。

調整方針を「長期入院患者見舞金は、合併時に検討する。」としていた事項については、「合併時に廃止とする。」こととした。

協定項目 2 3 - 1 1 「人権対策関係事業の取扱いについて」

調整方針を「男女共同参画事業は、事前に調整のうえ、新町に引き継ぐ。」としていた事項については、「伊野町の例により統一する。」とした。条例では、「いの町男女共同参画推進条例」で規定している。

協定項目 2 3 - 1 2 「農林水産関係事業の取扱いについて」

調整方針を「農業資金利子補給費補助は、事前に調整のうえ、合併時に統一する。」としていた事項については、「現在伊野町のみで実施しており、伊野町の例により統一して実施する。」こととした。条例等では「伊野町園芸産地リフレッシュ資金

利子補給要綱」で規定している。

協定項目 23 - 17「社会福祉協議会の取扱いについて」

調整方針を「社会福祉協議会は、合併時に統合するよう調整する。」としていした事項については、平成16年10月1日の合併に向けて協議が進んでいることをご報告申し上げ、調整方針が合併時となっている項目についての具体的な調整内容についての報告とする。

議長：事務局の報告に対しまして何かご質問はないか問う。

曾我部義晴：国保税の税率の件で、平成16年10月1日施行で、適用が平成17年4月1日からであるが、この税率の算定の基礎となったものをわかっておればお示ししていただきたい。また、所得割、資産割、均等割、平等割、それぞれ何%で100%になるか、その辺をちょっとお尋ねしたい。

議長：次回に、資料をそろえて報告をさせていただきたいがよろしいか。

曾我部義晴：了承。

議長：基本的には50：50にしてくれというのが、国、県の思いである。45から55の範囲内で調整をしてある。50%に近づけるとというのが国、県の指導である。そういうところを、国保税の担当は、今回合併を機にやってきておるとい報告を受けているが、具体には次回説明させていただく。

議長：他にないか問う。

中平一三：協定項目 23 - 3「各種福祉制度の取扱いについて」の中の災害見舞いとは、火災のみに取り扱うような項目になっているが、大川村の例を見ても、吾北にしる、本川にしる、伊野にしても山間僻地で、大雨とか台風等で全壊とか半壊という災害があるが、これは、見舞金の対象にならないのか問う。

氏原事務局次長：この項目については、火災のみということになっている。災害の方は別の規定で定めている。条例で、人に対する見舞金は、災害弔慰金の支給に関する条例という条例を適用している。これはそれぞれ3町村にあったものを現行のとおり引き継ぐということにしている。

中平一三：火災でも家が壊れても災害者にとっては生活に関係する問題だと思う。金額にしても、2万円といたら個人で出す見舞金ぐらいにしかないもので、住民じゃなく、家そのものが火災に遭おうが、流されようが災害は災害で、同じことではないか。

議長：全焼を全壊と読み替えることができないか。

岡林総務課長（伊野町）：この規程については、伊野町に火災のみの規程があった。それを全町へ引き継ぐということで、台風とかの災害については、今まで伊野町でもそういう規程がなかったので、今回、今まであった火災の分のみをここへ載せさせていただいている。

中平一三：今後も認められないということか。

議長：吾北、本川にはあったか問う。

筒井総務課長（吾北村）：今までの例では、こういった火災の規程は、吾北にはなかった。災害の時の見舞いは、全国からお見舞いが寄せられ、それを配分するという例はあったが、村からの支給という規程はなかった。

松本総務課長（本川村）：本川の場合も同様である。

議長：全壊、半壊とかいったものは、他の見舞金をもって充てるといったそれぞれの3

町村の考えであって、火災の分野については、他からの見舞いがないので、町が出していたということで、現時点では、火災のみの適用ということだが、中平委員よろしいか。

中平一三：金額的にも、財政的に困るほどのことはないと思うので、これを全壊も全焼も同じような言い方で、今後取り扱うということは考えられないのか。

議長：この経緯からいえば、今のところはないということだが、中平委員からのそういったご意見があるということは、事務局が話を聞いておるので、運用の面で合併後調整をしていくということによろしいか。

中平一三：了承。

議長：他に質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：質問なしと認め、「調整方針が合併時となっている項目についての具体的な調整内容について」の報告を終了する旨宣告する。

議長：報告第20号 いの町指定金融機関の指定についてを議題にする旨宣告する。事務局からの説明を求める。

土居内計画班長：3町村の指定金融機関と収納代理金融機関については、1の指定状況にお示しするとおり、3町村に相違がある。

収納代理金融機関が行う業務については、納付書や口座の引き落としなどにより税金などの収納を行っていただくものである。また、指定に際しては、指定金融機関の意見を聴いて指定をするというふうに、地方自治法上定められている。

次に指定金融機関が行う業務については、収納業務に加え、公金の支払い業務を行わせるものである。市町村の場合は、必ずしも、指定金融機関と収納代理金融機関を指定しなければならないものではないが、住民の皆さまの利便性や出納業務の効率化の観点から、県内の全ての自治体において、金融機関を指定しているところである。なお、地方自治法では、指定金融機関の指定は、1つの金融機関であること、また、議会の議決を経なければならないことが求められている。合併の場合には、合併の日に、議会の議決を受けることができないことから、職務執行者が専決処分を行い、指定するといったことになる。

新町の指定金融機関の指定の経過については、2の指定金融機関の選定経過により、まず、3町村において指定している四国銀行、高知銀行、土佐れいほく農業協同組合に対して、新町の指定金融機関に求める業務などについての事前の説明を行い、その後指定金融機関の指定の希望確認書の提出を受けている。その後において、3町村の幹事会及び出納部会で構成する審査会において指定希望のあった四国銀行と高知銀行から、回答内容の説明などを受けた後に審査を行っている。その後、審査結果を首長会に報告し、首長会において協議し指定金融機関の選定を行っている。

選定理由及び結果については、まず、経営状況について、両行の経営状況を見た場合、健全性をみる重要な指標である自己資本比率と不良債権比率とも、高知銀行より四国銀行の方が経営の健全性が高いものと判断された。次に、指定金融機関に求める業務に対する回答については、両行とも、当方から求める収納、支払い業務ともに対応可能との回答があったが、業務の実施に伴って、いの町が負担すべきコストを比較した場合、高知銀行は、四国銀行に比べて、総合支所の公金の集金に対

して別途の経費が発生し、また、行員派遣に要する経費の負担、さらには、窓口収納等の手数料などの負担について要望があることから、高知銀行に比べて四国銀行の方が、経費の負担が少ないものと判断された。

この2つの点と、資料9ページにお示しするように、高知県及び9つの市のうち7つの市が指定金融機関に四国銀行を指定していることなどから、自治体規模の大きい自治体が四国銀行をしているということなどを踏まえ、いの町の指定金融機関については、四国銀行が適当であるとの結論に達した。

なお、公営企業（水道事業）の業務に係る地方公営企業法に規定する出納取扱金融機関については、指定金融機関と同様の公金の収納及び支払い事務を取り扱わせる必要があることから、指定金融機関と同じ（株）四国銀行を指定するものとする。

次に、収納代理金融機関については、指定金融機関と違って指定する数に制限がないので、住民の皆さまの利便性を考えて、現在3町村で指定している全ての金融機関に対して新町で指定させていただくということで働きかけを行っているところである。

なお、今後の手続きについては、それぞれの金融機関と詳細な事務打合せを行い、10月1日の日に、指定金融機関の指定についての専決処分を行い、契約を結ぶように予定している。

議長：事務局の説明に対して何か質問はないか問う。

長崎 譲：指定金融機関の指定は、地方自治法第168条の議会の議決という点は、法的に大丈夫か問う。

土居内計画班長：資料7ページに地方自治法施行令ということで168条を添付させていただいている。ここに「指定金融機関を指定する場合については、議会の議決を経て」ということになっている。しかし、合併の場合については、合併の日に議会を招集して、議会の議決を経ることができないので、どの事例も職務執行者が議会を開く暇がないということで専決処分をするというふうな形で、合併の日に指定をしている状況である。

長崎 譲：それは法に抵触しないか。例えばこうした金融機関の指定を専決でやるということ自体、地方自治法からいうとそれに触れる恐れがありはしないかと心配をする。その点どうか。

土居内計画班長：地方自治法の中で、議会の議決を得る暇がない場合には、専決処分をすることができるというふうに規定をされており、この場合については合併という特殊な事情があるし、合併の日に議会を開催して議決を得ることができないので、先進の事例も全て専決処分で指定をしているという状況である。

議長：他に質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：質問なしと認め、「いの町指定金融機関等の指定について」の報告を終了する旨宣告する。

議長：報告第21号 いの町条例関係例規（案）についてを議題にする旨宣告する。一気に説明をするか、途中できって質疑にするかを諮る。

委員：途中できって質疑という声有り

議長：途中できって質疑をするということで議事進行する。事務局からの説明を求める。

本山事務局長：説明にはいる前に少し補足説明をさせていただく。先般の3町村議会議

員へのご説明を申し上げた際にもご指摘を受けたが、膨大な資料を短時間でご説明させていただくことになり申し訳ない。遅れた理由は、2点有り、1点は、3町村間での調整が計画より大幅に遅れたということ、2点は、委託業者との調整において指示していない事項が改正されるということが見付き、なぜそうなったかという原因が解明できなかったことから、最初から全ての見直しをしなければならなくなり、それに約1ヶ月を要したので、説明の時期が遅れたということである。

従って、10月1日に専決処分をする条例等218件について、お忙しいとは存じましたが、予めお届けさせていただいたので一通り目を通していただいていると思っている。なお、条例が確定しないと規則、規程、訓令等の調整が進まない。10月1日には、即時制定しなければならないものが340件、旧町村の規程をしばらく使用するものが130件、新町において逐次制定の必要なものが13件あり、合計483件で、条例を合わすと701件となる。

本日は各自調整した内容のみご説明申し上げるのでよろしく願います。なお、誤字、脱字等の訂正については精査を行い、10月1日の告示は誤りのないものとするのでご了承願います。

土居内計画班長：第1編総規説明

「いの町の事務所の位置を定める条例」

協定項目第4号新町の事務所の位置における調整方針に従い、現在の伊野町役場の位置を新しい町の役場の位置として定める。

「いの町公告式条例」

条例、規則などの公布に関し必要な事項を定めるもので、現在の3町村の掲示場9箇所の場所を規定をするもの。

「いの町表彰条例」

地方自治の発展その他公共の福祉に関し、特に功績の顕著なものを表彰するもので、伊野町については、規則で定めている。吾北村、本川村は、条例で定めているという相違がある。内容について大きい相違がなかったため、伊野町の例に倣って、規則を条例として作成している。

「いの町名誉町民条例」

協定項目第19号町村の慣行における調整方針に従い、現在、名誉町民の称号を贈っている方を、新町の名誉町民として引き継ぐという調整になっており、現行では3町村ともこういった条例がないため、他の自治体の例により、新しく条例を整備するもの。手続きについては、議会の同意を得て決定し、事績を広報等で公表するものという内容となっている。

「いの町の休日を守る条例」

3町村とも条例があるが、内容に相違がないため、調整については特に必要がない事項である。

森木推進班員：第2編選挙説明

「いの町の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例」

公職選挙法第144条の2第8項の規定に基づき、選挙におけるポスターの掲示場の設置について定めたもので、3町村にそれぞれ規定があるが、内容の相違がないため、調整事項はない。

「いの町農業委員会の選挙による委員の定数条例」

農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づき、選挙による委員の定数について定めたもの。協定項目第8号 農業委員の定数及び任期の取扱い(1)における調整方針により、現在、任期中の伊野町14人、吾北村9人、本川村8人の、合計31人の選挙による委員さんは、平成17年7月19日まで引き続き新町の委員として在任し、その後の、最初の一般選挙による委員の定数は、この条例の規定により20人となる。

「政治倫理の確立のためのいの町長の資産等の公開に関する条例」

町長の資産等の公開にかかる報告書の作成、また報告書の閲覧に関しての規定を定めたもので、3町村にそれぞれ規定があるが、相違ないため、内容の調整はない。

第3編 議会、監査説明

「いの町議会の定数を定める条例」

協定項目第7号 議会議員の定数及び任期の取扱いでの協議において、合併特例法第7条第1項第1号を適用し、3町村の議会議員は、来年の5月31日まで引き続き新町の議員として在任し、在任特例適用後の議員の定数は、24人とすると調整方針に基づき、この条例において定数の規定をしたもの。

「いの町議会定例会条例」

地方自治法第102条第2項の規定に基づいて、いの町の議会の回数を毎年4回とする規定を定めるもの。現在3町村とも規定があり、定例会の回数については相違がないため、調整事項はない。

「いの町監査委員条例」

地方自治法第200条第2項及び第202条の規定により監査に関する事務についての規定を定めるもので、3町村とも規定があるが、伊野町の規定に倣って、策定をしている。

土居内計画班長：第4編 行政通則説明

「いの町行政組織条例」

第15回、第16回協議会での協議結果に基づき本庁における11の課とそれぞれの課が行う主だった分掌事務について定めたもの。

「いの町総合支所及び出張所設置条例」

協定項目第13号 事務機構及び組織の取り扱い並びに第15回、第16回協議会での協議、調整させていただいた事項に基づき総合支所と出張所について定めている。

「いの町行政改革推進委員会設置条例」

この委員会は町長の諮問機関で、3町村とも条例はあるが、委員の数と任期に相違がある。伊野町の例に倣って委員は15名以内。任期は2年とする。

「いの町男女共同参画推進条例」

伊野町のみ条例化していることから、伊野町の例で作成している。

「いの町情報公開条例」

公文書の開示について定めるものだが、現時点では、伊野町のみ条例化していることから、伊野町の例で作成している。合併後の公文書については、この条例に基づいて開示するということになる。

「いの町個人情報保護条例」

伊野町のみ条例化していることから、伊野町の例で作成をしている。

「いの町振興計画審議会条例」

この審議会についても、町長の諮問機関であり、3町村とも条例あるが、委員の数などに相違がある。伊野町に例に倣って委員は20人以内とするというふうに定めている。

「いの町行政手続条例」

行政処分、行政指導及び届出などに関する手続を定めるもので、伊野町、吾北村は条例で、本川村は規則で定めているが、内容に相違なく、伊野町の例に倣って作成している。

「いの町印鑑条例」

3町村とも条例があるが、伊野町のみ印鑑証明事務の電算化が図られていることから、内容に若干の相違がある。合併後は、全ての窓口において、証明事務の電算化が図られるため、伊野町の例に倣って作成をしている。

「いの町認可地縁団体印鑑条例」

伊野町のみ条例化していることから、伊野町の例で作成をしている。

「いの町の公務員の宿舎に関する条例」

本川村のみ条例化していることから、本川村の例で作成をしている。

「いの町安全で安心なまちづくり条例」

伊野町のみ条例化していることから、伊野町の例で作成をしている。

議長(会長): 委員の皆さま方に1件ご報告をさせていただく。去る8月16日に開催された伊野町、吾北村、本川村議会議員に対して、新町いの町で10月1日に施行する条例について説明をさせていただいた。その中で、次の趣旨のご意見があったので、ご報告をさせていただく。ただ今の第4編に関連することである。朗読させていただく。「町村の合併は、将来の行財政の健全な運営を考慮すると、組織の簡素化も大きな目的の一つと解している。示されたいの町行政組織条例及びいの町総合支所及び出張所設置条例の内容は、課の増設となっており、合併の趣旨からすると適当でない。整理統合を検討されたい。」といった意見が出ている。ただ、今この合併協議会の中で、この課について承認を得ているわけであるので、直ちにこの意見を持って変更といったことにはならない。

ただ、この課が、合併協議会でも少し説明させていただいたと思うが、特に伊野町が3つの課が増えている。伊野町は合併をいらい、課長が辞められたその時点で、課を吸収合併した経過がある。例えば、企画課という課が今度新しくできるが、これは、企画課長が退職されて辞めたときに総務課へ吸収をした経過がある。水道課長が辞められたときに環境上下水道課として一つにした経過がある。ほけん福祉課はそういった経過はなかったが、合併して、高齢化も進む。これからの行政施策の中で、いの町においては、保健と福祉といった分野が重要な施策の一つになってくると判断し、また業務量も増大していることから課を分けることにお願いしたところである。そして、企画をどうして新たにまた出したかというのは、財政と企画が同じであると相反する議論をする。そのために企画は政策論をいうし、財政は財政論をいう。やはりこれは課を分けておくべきである。水道と環境上下水道課も同じく業務が増大しているし、課を吸収合併していたという経過があるので、分離をさすという思いである。そして、私の思いは課が増えるといった思いでなくして人が減る、これが行政のスリム化ではないかと認識しているので、報告と私の

個人的な意見を申し上げる。

議長：午後 2 時 26 分に、暫時休憩する旨宣告

議長：午後 2 時 40 分再開、休憩前に引き続き再開する旨宣告

議長：ただ今事務局の方から第 1 編から第 4 編までの報告があったが、それに対して何か質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：質問なしと認め、続いて第 5 編から第 8 編までの報告を求める。

土居内計画班長：第 5 編人事

「いの町助役定数条例」

3 町村の助役の数については、伊野町が 1 人、吾北村が 1 人、本川村は不在となっている。助役を置く場合については、議会の同意を得なければならないというふうになっており、現在の伊野町の助役の定数は 2 名ということにしているので、新しい町の条例についても伊野町に倣って、助役の定数を 2 人としている。

「いの町職員定数条例」

協定項目第 9 号一般職員の身分の取り扱いにおける調整方針に従い、職員の定数は、3 町村の定数の合計としている。

「いの町職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例」

3 町村とも条例はあるが、本川村のみ第 5 条の失職の例外に関する規定がない。伊野町の例に倣って調整している。

「いの町条件付採用期間の職員及び臨時的に任用された職員の分限に関する条例」

伊野町のみ条例化していることから、伊野町の例に倣って作成している。

「いの町職員の再任用に関する条例」

3 町村とも条例があるが、内容に相違がないため、調整事項はない。

「いの町職員の定年等に関する条例」

3 町村の条例とも同様の内容であるが、本川村のみ、医師を採用していることから、第 2 条の定年による退職に「ただし、医師については年齢 67 年とする」と規定させていただいている。

「いの町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例」

3 町村とも条例があるが、第 4 条の停職の期間に相違がある。吾北村の例に倣って、停職期間を 1 日以上 12 月以下とさせていただいている。

「いの町職員の服務の宣誓に関する条例」

3 町村とも条例があるが、内容に相違がないため、調整事項はない。

「職務に専念する義務の特例に関する条例」

3 町村とも条例があるが、内容に相違がないため、調整事項はない。

「いの町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例」

伊野町と本川村に条例があるが、両町村とも内容に相違がないので、調整事項はない。

「いの町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」

3 町村とも条例があるが、内容に相違がないため、調整事項はない。

「いの町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例」

伊野町と吾北村に条例があり、吾北村については、一つの条例の中で、給与と勤務条件について規定しているが、伊野町については、勤務条件と給与は別の条例に規定している。今回、伊野町の例に倣って給与と勤務条件を別々の条例という形で作成している。

「いの町職員の育児休業等に関する条例」

3町村とも条例があるが、内容に相違がないため、調整事項はない。

第6編給与説明

「いの町特別職報酬等審議会条例」

この審議会は町長の諮問機関で、3町村とも条例あるが、委員の数に相違がある。伊野町の例に倣って委員の数を10人以内とするというように定めている。第5条会議の中で、審議会は会長が招集するということが記載をさせていただいているが、町長が招集をするということで訂正をお願いする。理由については、この委員会の性質として審議が終了したときには解任をされるということで、第3条第2項に書かれているため、招集については、会長ではなく町長が招集するということになるかと思うので、内容について訂正をさせていただく。

「地方自治法第203条の規定による者の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法条例」

第16回協議会での協議結果に従い、議会議員及び審議会等委員の報酬額等を定めたもの。

「証人等の実費弁償に関する条例」

3町村とも条例があるが、内容に相違がないため、調整事項はない。

「いの町長等の給料及びその他の給与並びに旅費支給条例」

町長など特別職の給料については、第16回協議会での協議結果に従って定めている。3町村の相違事項については、第5条の中で支給の特例という項目の中で、退職、失職、死亡した場合の給料についての支給の特例に相違がある。これについては、一般職と同じ取り扱いとするということで、本川村の例に倣って調整をしている。

「いの町長職務執行者の給与及び旅費支給条例」

新しい町長が選挙で選ばれる間、町長に代わって職務を務める職務執行者の給料、旅費について定めるもので、町長の例により支給することとする。

「いの町一般職員の給与に関する条例」

3町村とも条例があり、手当は、伊野町のみ夜間勤務手当があり、吾北村のみ単身赴任手当がある。また、手当の一部には、額に相違もある。給料表は、本川のみ診療所の看護師の給料表があるため、伊野町の例に倣って、本川村の診療所に勤務する看護師の給料表を追加して作成している。

「いの町本川国民健康保険診療所勤務医師給与支給条例」

本川にのみ設置される国民健康保険診療所に勤務する医師の給与について定めるもので、本川村の例で作成している。

「いの町技能職員の給与の種類及び基準を定める条例」

3町村とも条例があるが、伊野町では、「技能職員」吾北村と本川村では、「単純な労務に雇用される職員」として給与の種類及び基準を定めている。内容については、一般職の職員と同様の給与の種類を規定しており、伊野町の例に倣って調整

している。

「いの町一般職員の旅費に関する条例」

3町村も条例があるが、日当、宿泊料、私有車を使用する場合の車賃の額、基準に相違がある。また、伊野町のみ都市交通費がある。伊野町の例に倣って調整している。

「いの町議会議員の期末手当支給に関する条例」

3町村とも条例があるが、伊野町の例に倣って調整している。ただし、第2条後段「これらの基準日前1箇月以内に任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了したこれらの者についても同様とする。」と規定しているが、これについては、本川村の例に倣って、一般職員及び町長などの特別職と同様の取り扱いとするため、規定したもの。

「いの町職員特殊勤務手当の支給等に関する条例」

伊野町と吾北村に条例があり、本川村は給与条例で中学校寄宿舎に勤務する職員に対する特殊勤務手当を規定をしている。3町村で規定されている特殊勤務手当を規定するが、教諭手当については、吾北村の幼稚園は、伊野町の幼稚園と比較して保育の時間が長いという特殊性があることから、ここで教諭手当を支給するのは、吾北の各幼稚園のみ支給をするということで規定をしている。

「いの町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」

3町村とも条例があるが、内容に相違がないため、調整事項はない。

氏原事務局次長：第7編財政説明

「いの町財政事情説明書の作成及び公表に関する条例」

3町村で、公表の時期に相違があり、調整内容は6月1日、12月1日で統一した。

「いの町特別会計設置条例」

伊野町が、各特別会計を制定していたが、制定年度がまちまちであったということで、個々に制定していたものを吾北村の例に倣って、統一した形での特別会計としている。ただ、次の「いの町製紙工業振興特別会計条例」については、附則にも規定しているように平成17年3月31日限りとなっていることから、これだけを一つの条例として策定するようにしている。

「いの町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」

3町村ですでに制定しており、相違がないので、伊野町の例によって策定をしている。

「いの町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」

3町村で制定しており、相違がない。

「いの町行政財産使用条例」

これは、伊野町で平成16年6月に新規に制定されたものものについて、新町に引き継ぐというものである。

「いの町財政調整基金条例」以下29の基金条例があるが、お手元に一覧表を配布し、7月末現在の3町村の基金残高という形でお示しをさせていただいているが、それぞれ基金については3町村で、同じような内容で積み立てているものは1本化し、2町村もしくは1町村のみというものについては、1町村のものについてはそのまま引き継ぐとなっている。説明については、協定項目第5財産及び債務の取扱

いの中で、すでに協定されており、3町村の所有する財産及び債務は全て新町に引き継ぐとされているので、これを全て引き継ぐという形で条例を制定しているのので説明については省略させていただきます。

「いの町公共用財産管理条例」

現在、本川村に公有財産管理条例があり、道路法や河川法等の法令に適用されないものの規定になっている。伊野町と吾北村では普通河川管理条例しかなかったのので、統一して本川村の例規に倣って制定している。協定項目第15使用料手数料の取扱いの中で、道路河川占用料は事前に調整のうえ合併時に統一をするとされている。占用料は、整理番号711の道路占用条例に倣って策定をしている。

「いの町税条例」

この条例の中で、3町村で法人税率について相違があった。それと伊野町には水利地益税があるということ。また、納期の前納報奨金について若干の相違があったということで、協定項目第10地方税の取扱いで協定された内容に従い規定をしている。

「いの町固定資産評価審査委員会条例」

3町村で策定されており、特に相違はないので、伊野町の例によって策定している。

「いの町固定資産税の課税免除に関する条例」

これは吾北村のみで規定されていたが、過疎地域自立促進特別措置法第2条第2項の規定によって、吾北地域及び本川地域で適用することということで策定をしている。

「いの町手数料条例」

協定項目第15使用料及び手数料等の取扱いの中で手数料は、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平の原則により、合併時に統一するとされているので、それに従い伊野町の例によって策定している。

「いの町税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収に関する条例」

伊野町での督促の送付期限が10日以内と明記されているということと、督促手数料の金額が相違しているということで、伊野町の例によって規定を定めている。

議長：長くなるので、いったんここで切って、5編から7編までで質問はないか問う。

中平一三：109番の人事の関係だが、助役の定数は2名ということにうたわれている。

収入役については何も書かれていないが、これは協定項目の第11で町長、助役、収入役の特別職という項目があるが、助役が2名で、収入役がないということか。それから、人事案件については議会で承認を得なければならないという話があったが、これは議会で協議する項目かお尋ねしたい。

土居内計画班長：収入役の定数については、1人置く場合については、地方自治法の中に規定をされているので、条例で定める必要はない。今回、助役の場合については、2名置くということになっているので、この場合については、条例で定める必要があるということになっている。ちなみに、吾北村については助役が1名なので条例で定める必要がない。

中平一三：続いてお伺いするが、財政難でこの合併がどう立ち上がるかということで、財政の方へ力を入れて、支出を抑えるという主旨が人を減らし、議員を減らしというようなことで、説得に回ったわけだが、2名ということは、最初から1名と私は

感じていたので、あれっと思ったので、お聞きしたわけだが、2名にした理由をお聞きしたい。

議長（会長）：少し冒頭のあいさつでも話をさせていただいたが、この協議会がスタートしてから、吸収されるのではないかと、吾北、本川の議員さんも来年6月から少なくなるのではないかと、そうすれば吾北、本川の声が届きにくいのではないかと、といった心配した意見がこの協議会の中でも出てきたところである。また、地域審議会について協議した際に、地域審議会を置かないという決定をいただいている。つまり、地域審議会を置かずに区長会を発展させて行政との話し合いの場を設定し、地域の声を聴かせていただくといったお話をさせていただいた。

その中で、吾北、本川の住民の皆さんが、例えば町長であれば当然伊野の方においていただくことになるわけだが、助役で話がすむものであれば、例えば2人制であれば吾北に1人置いていただいて、もう1人は伊野に置いていただくと、そうすれば地域の声が少しでも届きやすいのではないだろうかといった思いがある。もう1点は、専決規程の中で課長が100万円、助役が1,000万円の権限を持つといったことで、決定をさせていただいた。事務局の説明の中では、90%以上の書類は1,000万円以下であるので、伊野まで書類を送ってくる必要はない、助役を吾北へ置けば吾北でも処理できるという思いがある。

総合的に鑑み、新しい首長には助役2人制の中で、1人は吾北に置いて、1人は伊野へ置いていただくよう、合併協議会の会長として引継ぎをしたいという思いがある。ただ、前回の議員さんの説明の中でも、助役2人については先ほど中平委員の話されたように合併してスリム化せないかんのに、また財政面も考慮せないかんのに、助役2人というのはおかしくないかというご意見もあった。そういった意見を踏まえ、もう一つの案は、新しい首長が決まったときに、収入役を設置しないといった条例を今検討しているところである。つまり、町長、助役、収入役なし、教育長1といった体制で、当分の間望めば吾北、本川の皆さん方の声も、業務上もスムーズに行くのではないかと、といった思いがある。収入役を置かないということは、伊野の在住する助役に併任をしていただく、こういったことも多くの皆さん方からのお声を聞く中で、私も考えるところであるので、新しい首長にはそういったことを引継ぎをしていきたいというふうに思っている。

中平一三：この問題については、議会で審議せられるという可能性は十分に考えられると思われるので、来るいの町の議員に勉強していただいていい方向へ決めていただきたいと思う。

議長：他に質問はないか問う。

曾我部義晴：教育長の勤務条件に関する条例だが、教育長は一般職ということは決まっているが、特にここであげたことはどんな考えか。総務省は教育長は一般職とはっきり言っている。

土居内計画班長：教育公務員特例法の第17条第2項の中で、教育長の給料、勤務時間、その他の勤務条件については、他の一般職に属する地方公務員とは個別に当該地方公共団体の条例で定めるというふうに規定されている。この法の定めを受けて規定している。

曾我部義晴：教育長は、一般職である。一般職には一般職の勤務条件がある。ここで特に定めている理由を聞いている。

土居内計画班長：先ほども申したように、教育公務員特例法の中で、条例で定めるということで、定める必要が求められているので定めている。

議長：一般職であり、教育委員として議会の議決があるので、特別職でもある。その中で、教育委員会の中で教育長が決まってくるので、両方の性格を持っているというふうに認識をしている。

曾我部義晴：これは、伊野町だけが条例化されていたか。

土居内計画班長：伊野と吾北には条例があって、本川にはないということである。

議長：他に質問はないか問う。

中平一三：次の項目110番のいの町職員の定数の問題だが、前回7月29日の協議会で、いの町の人員体制案というところで、トータル348名という数字を見つけたが、この説明の中では387名ということで、約40名近くの人数の差がある。この人数の誤差について説明願いたい。

岡林総務課長：3町村の条例の定数が、387名で、先日報告した人数は実人員で、352名ということで、定数よりも実人員は減になっているということである。今度の条例は、現在の3町村の合計の定数を新たな条例へも人数として入れさせていただいたということである。

中平一三：ということは、人数が足りない課は、非常勤とか臨時職で賄っていることか。

岡林総務課長：あくまでも職員の数であるので、非常勤や臨時の職員の数は入っていない。

議長：実際にはこの数より少ない職員で業務を行っていると理解していただきたい。

中平一三：少なくとも業務が行えるということか。

議長：行えるが、それはこの合併の主旨に反するので、今の職員数を増やすのではなく、将来計画の中でも退職2分の1不補充といった方針が出ているので、その方針は貫いていきたいというふうに考えている。

議長：他に質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：質問なしと認め、続いて第8編からの報告を求める。

森木推進班員：第8編教育、文化説明

「いの町教育研究所設置条例」

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第30条の規定に基づき、教育に関する調査研究及び教育関係職員の研修等を行い、教育振興を図る、研究所の名称及び位置を定めたもの。伊野町のみの規定だが、協定項目第23-15号学校教育関係の取扱いによる調整方針により、現行のとおり引継ぎ、合併後の研究所は、伊野町教育委員会に設置をすることとしている。

「いの町立小学校設置条例」「いの町立中学校設置条例」

学校教育法（第29条）に基づき、小学校と中学校の名称及び位置をそれぞれ定めたもの。現行の伊野町の条例に倣い、吾北村と本川村の小、中学校を追加している。

「いの町学校職員の服務の宣誓に関する条例」

地方公務員法第31条の規定に基づき、宣誓に関しての必要な事項を定めたもの。現在、伊野町のみで、規定しているが、吾北村、本川村でも、同じ内容で、宣誓がなされているため、調整事項はない。

「いの町立本川中学校山村留学実施条例」

本川中学校で実施する山村留学の実施についての規定を定めたもの。協定項目第23-15号学校教育関係の取扱い(16)による調整方針により、現行のとおり新町に引き継ぐため、留学の範囲についても、本川中学校区域以外の生徒としており内容の調整はない。

「通園通学の用に供する自動車の運行に関する条例」

本川地域の幼稚園、学校の休校、統合等によって、園児、学生が通園通学的手段として利用するバスの運行の対象となる施設、区域などについて定めたもので、協定項目第23-5号町村立学校等の通学区域の取扱いにおける協議により、現行のとおり新町に引継ぐので、内容の調整はない。

「いの町立幼稚園条例」

学校教育法第77条及び第80条の規定に基づき設置している幼稚園について定めたもので、協定項目第23-15号学校教育関係の取扱い(13)による調整方針により、公立幼稚園運営は、現行のとおり引継ぎ、合併後統一となっている。現在、伊野町と吾北村でそれぞれ授業料の相違があるが、平成17年度から伊野町に統一することとし、経過措置には、平成16年度の吾北村の適用について、明記をしている。

「いの町社会教育委員の定数及び任期に関する条例」

社会教育法第18条(社会教育委員の定数、任期等は条例で定める)の規定により、社会教育委員の定数、任期等について定めるもので、合併後の社会教育委員の定数は、15人以内としている。

「いの町立図書館設置条例」

図書館法第10条(図書館の設置に関する事項は、条例で定める)の規定により、いの町立図書館の名称及び位置について、また運営等に関し意見を述べることができる協議会の設置などについて定めるもので、合併後の、協議会の委員は、10人以内としている。

「いの町立公民館の設置及び管理に関する条例」

公民館の設置及び管理等について定めるもので、3町村にそれぞれ規定があるが、伊野町に倣って、3町村の名称及び位置を統合している。

「いの町立体育館の設置及び管理に関する条例」

スポーツ振興法及び社会教育法に基づきまして、体育館の設置及び管理等について定めたもので、伊野町、吾北村にそれぞれ規定があり、伊野町に倣って、吾北村民体育館の規定と統合している。

「いの町立運動場の設置及び管理に関する条例」

地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、運動場の設置及び管理等について定めたもので、伊野町、吾北村にそれぞれ規定があり、伊野町に倣って、吾北村民運動場、夜間照明施設のそれぞれの規定と統合している。

「いの町校庭開放児童会条例」

放課後児童健全育成事業の実施に関しての、必要な事項を定めたもので、協定項目第23-16号社会教育関係の取扱いによる調整方針により、この事業については、現行のとおり引継ぎ、伊野地域の伊野、枝川、伊野南小学校で実施をしていく。

「いの町文化財保護条例」

文化財保護の指定、保護審議会等の設置について定めたもので、3町村にそれぞれ規定があり、協定項目第23-16号社会教育関係の取扱いによる調整方針により、それぞれの文化財は、現行のとおり新町に引継ぎ、文化財損傷等による過料の規定については、伊野町に倣い3,000円としている。

「いの町少年育成センター設置条例」

育成センターの業務、また運営審議会等について定めたもので、伊野町と吾北村で規定があり、協定項目第23-16号社会教育関係の取扱いによる調整方針により、育成センターの事業については、合併時に統合する。

「いの町立天王コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例」

社会教育法第24条の規定に基づき、伊野町にある天王コミュニティーセンターの設置及び管理等について定めたもので、他の社会教育施設とあわせて、いの町の後に「立」の追加をしている。

「いの町立本川プラチナ交流センターの設置及び管理に関する条例」

地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、本川村にある本川プラチナ交流センターの設置及び管理等について定めたもので、管理は、教育委員会とし、他の教育委員会管理の施設の規定に倣って作成している。

「いの町立本川新郷土館の設置及び管理に関する条例」

文化財保護条例の目的を達成するために、本川村にある本川新郷土館の設置及び管理等について定めたもので、協定項目第23-16号社会教育関係の取扱いによる調整方針により、それぞれの文化財は、現行のとおり新町に引継ぐ。また、この条例では、他の教育委員会管理の施設の規定に倣って作成をしている。

「本川神楽研修館の設置及び管理に関する条例」

この研修館は、伝統芸能であります本川神楽の技術向上を図ることを目的としており、文化的施設としての意味合いも強いことから、管理、また利用に関する承認は、教育委員会が行う内容を明記している。

「和紙の商家・土居邸の設置及び管理に関する条例」

この条例については訂正があり、第2条1に記載している住所が土地台帳表記となっているが、今回住居表示とし「いの町字萩3806番地イ」を「いの町3806番地イ」に訂正させていただく。また、他の設置及び管理に条例の表記についても同様に訂正をさせていただく。

この条例は、伊野町にある和紙の商家・土居邸の設置及び管理等について定めたもので、現行の伊野町の規定と変更ない。

「いの町枝川コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例」

伊野町にあるいの町枝川コミュニティーセンターの設置及び管理に関し、必要な事項を定めたもので、現行の伊野町の規定と変更ない。

天野推進班長：第9編民生説明

「いの町出産祝金支給条例」

協定項目23-18定住促進対策の取扱いについてで、「出産祝金は、伊野・吾北・本川地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、伊野町の例により平成21年度から統一する」という調整方針のとおり、平成21年度からは、新生児一人につき1万円に統一されるが、それまでの間は、吾北村は、第1子5万円、第2子8万

円、第3子10万円が、本川村については、1人につき10万円が支給されるよう、経過措置に盛り込んでいる。

「いの町保育の実施に関する条例」

児童福祉法第24条の規定に基づき、保育の実施に関して必要な事項を定めているもので、伊野町の例規をベースに調整し、特に変更点等はない。

「いの町保育所条例」

児童福祉法の趣旨に基づき、保育所を設置するための条例で、伊野町と吾北村において、名称に相違があったが、「保育園」に統一をした。

「いの町へき地保育所条例」

これは、先ほどの保育所を設置することが困難な地域の児童を保育し、児童福祉の増進に寄与することを目的として、本川地区にへき地保育所を設置するための条例である。

「いの町児童館条例」

児童福祉法第35条に規定する児童福祉施設として、吾北地区の下八川児童館を設置するという条例である。

「いの町児童公園条例」

児童福祉法の規定に基づき、児童に健全な遊び場を与え、健康を増進し、情操を豊かにする目的で、児童公園を設置する条例である。「位置」の欄にある字名については、他の例規とも整合性をとり、削除することにした。以降の例規についても同様に削除していただき、ここでは7箇所の削除をお願いする。

「いの町社会福祉法人の助成に関する条例」

社会福祉法の規定に基づく社会福祉法人、主に社会福祉協議会があげられるが、その助成について、必要な事項を定めるものである。伊野町・吾北村に例規があり、伊野町の例規をベースに作成しているが、旧例規では、第1条の規定の法令名が、改正前のままだったので、新町例規では社会福祉法と直した。

「いの町敬老年金条例」

第8回協議会において、協定項目23-3各種福祉制度の取扱いのNo40敬老年金の項目でご協議いただいたもので、制度のあった、伊野町と本川村で、支給対象年齢、年金額、支給月、資格消滅事由等に相違があったため、「伊野地区、本川地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後段階的に調整し、平成21年度以降は、伊野町の例により統一して実施する。」という調整方針どおり、伊野町条例をベースにし、本川村の区域については、経過措置で調整している。

「いの町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例」

地方自治法の規定に基づき、老人福祉センターを設置し、必要な事項を定める、公の施設の設置管理条例で、公の施設については、協定項目23-10で現行のとおり新町に引き継ぐという調整方針をいただいている。旧例規では、使用料について消費税を別途表示していたが、消費税法の改正に伴い総額表示を基準にし、関連する条文の手直しと、別表を調整した。

「いの町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例」

3Pの別表の利用者の区分の欄、3行とも「第5条第1～3号に規定する者」となっているものを、「第4条」に訂正願う。「第4条第1号に規定する者」「第4条第2号に規定する者」「第4条第3号に規定する者」となる。例規には施設の設置

管理条例が多く掲載されているが、3町村とも作成の仕方がまちまちなところがあり、新町の条例として、ある程度条文のスタイルを統一した経緯がある。もともとは、第1条から第3条にかけて条例の趣旨、施設の設置目的、名称及び位置について規定していたものを、第1条で趣旨、第2条目的、というふうに整備したので、条文が繰り上がり、それに関連する別表の訂正が抜かっている。後でもうひとつ同じような訂正箇所があるが、またその時に訂正をお願いさせていただく。

この条例は、地方自治法の規定に基づき、いの町デイサービスセンターを設置し、必要な事項を定めるもので、伊野町・吾北村それぞれに条例があったので、伊野町条例をベースの一つに調整した。旧例規と比較しての相違点としては、第6条関係の利用料で、第4条第2号対応の身体障害者福祉法の規定にかかる者の利用料を、別表で独立させた。

「いの町複合福祉施設ウエルネス伊野の設置及び管理に関する条例」

施設の設置管理条例で、地方自治法の規定に基づき、複合福祉施設を設置し、必要な事項を定めるもので、特に調整点等はない。

「いの町生活支援ハウス設置及び管理に関する条例」

この条例も地方自治法の規定により、生活支援ハウスを設置し、必要な事項を定める設置管理条例で、先ほどご説明したように、スタイルの調整をした関連で、この条例につきましても条文が繰り上がり、対応する別表の訂正箇所があり、4Pの別表、上段、デイサービスセンター部門利用料の、利用者の区分中、「第5条」とある箇所は、4箇所とも「第4条」に訂正をお願いする。

「土佐七色の里の設置及び管理に関する条例」

この条例も設置管理条例で、地方自治法規定に基づき、土佐七色の里を設置し、必要な事項を定めるもの。旧例規では、使用料の表が規則に規定されていたが、本来使用料等については、条例で規定されるべきものであるので、別表を規則からこの条例に移し、消費税を含む総額表示に変更した。

「高齢者コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例」

地方自治法規定に基づき、高齢者コミュニティーセンターを設置し、必要な事項を定める、設置管理条例で、旧例規では、職員をおく規定があったが、実態に即して職員は置かず、公共的団体に委託する事が出来るように調整した。

「寺川老人憩の家の設置及び管理に関する条例」

老人福祉法の規定に基づき、寺川老人憩の家を設置し、必要な事項を定める条例で、この条例も、設置管理条例として、表記の仕方を他の例規とあわせ、統一した。

「いの町高野ヶ谷集会所設置条例」

いの町における人権問題の解決を図る目的をもち、地区住民の共同利用に供するため、高野ヶ谷集会所を設置する条例で、旧例規との相違点等は特にない。

「いの町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例」

旧例規では、別表で利用料を規定していたが、手数料条例があるため、この条例からは削除した。

「いの町訪問看護事業手数料条例」

この条例は、先ほどの条例の関連で、地方自治法第227条の規定により、訪問看護の提供にかかる手数料の徴収について必要な事項を定める条例で、「伊野町」を新町「いの町」にし、経過措置を追加した。

「いの町特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例」

特別養護老人ホームを設置するというもので、伊野町・吾北村の老人ホームの設置をこの条例であわせて規定するよう調整した。

「いの町在宅介護支援センターの設置及び管理に関する条例」

地方自治法及び老人福祉法の規定に基づき、在宅の要援護高齢者の介護者等の相談に応じ、各種サービスが総合的に提供できるよう関係機関との連絡調整等を行って、相談者等の福祉の向上を図ることを目的とする施設として、在宅介護支援センターを設置し、必要な事項を定めるもの。

「いの町居宅介護支援事業手数料条例」

地方自治法の規定により、居宅介護支援の提供にかかる手数料の徴収について必要な事項を定める条例で、3町村とも内容に相違はない。

「いの町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例」

伊野町と本川村の施設について、伊野町の例規をベースに調整している。

「いの町母子健康センターの設置及び管理に関する条例」

この条例も設置管理条例で、旧例規との相違点等は特でない。

「いの町福祉医療費助成に関する条例」

3町村で相違のあった、幼児の外来診療の助成については、「各種福祉制度の取扱いN o 5 幼児医療助成事業でご協議いただいた、「現行のとおり新町に引き継ぎ、伊野町の例により平成21年度から統一する」という調整方針のとおり、附則に平成20年度までの経過措置を盛り込んでいる。

「いの町母子家庭医療費助成に関する条例」

3町村とも内容に相違なく、特に調整はしていない。

「いの町国民健康保険条例」

この条例は、新町・いの町が行う国民健康保険について、法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるもので、3町村では、国保運営協議会の委員の定数に相違があったので、第2条の各号のとおり、各5人ずつの15人で調整した。

「いの町国民健康保険税条例」

この条例は、国民健康保険の被保険者や、その者を含む世帯の世帯主に対して課す税金の額、賦課期日等の規定を定めるもので、前の条例の、国保運営協議会についても含め、協定項目20国民健康保険事業の取扱いについては、第4回の協議会において調整方針が決定し、その方針どおり税率等は統一し、他に減免を受けることのできる範囲の規定の内容について、記述が各町村で相違していたが、地方税法の記述に倣ってこの条例は調整をした。

「いの町国民健康保険税条例の施行に伴い経過措置を定める条例」

この条例は、国民健康保険税条例の適用について、平成16年度における経過措置を定めたもので、4月1日が賦課期日のため各町村で税額に相違があるので、平成16年度は、この条例の運用を行うこととなる。

「いの町国民健康保険高額療養費貸付条例」

この条例は、いの町国民健康保険の被保険者で高額療養費支給の対象となる方に、費用の全部又は一部を貸し付けることが出来る条例で、各町村で、貸付の限度額に相違があり、「合併時に統一する」という調整方針でしたので、高額療養費の100%の貸付が可能な伊野町の例により、「第5条貸付金の限度は、高額療養費の額

の範囲内」として調整した。

「いの町国民健康保険出産費資金貸付条例」

この条例は、現在の伊野町の例規をベースに、特に調整点等はない。

「いの町本川国民健康保険診療所設置及び管理条例」

この条例は、国民健康保険法の規定に基づきいの町本川国民健康保険診療所を設置するためのもので、合併に伴う名称変更の他は、特に調整はしていない。

「いの町介護保険条例」

いの町が行う介護保険について、法令に定めがあるもののほか、この条例で必要な事項を定めるもので、介護保険事業の取扱いについても、国保税と同じく第4回合併協議会において協議いただき、各町村で相違があった保険料については、「平成18年度から統一する」という調整方針どおり、第2条関係の別表で規定するよう調整している。

「いの町介護保険高額介護サービス費等貸付条例」

この条例は、いの町介護保険の被保険者で、高額介護サービス費の支給又は高額居宅支援サービス費の支給の対象となる方に、費用の全部又は一部を貸し付けることができる条例で、伊野町と吾北村の間で、貸付限度額に相違があったが、支給額の100%が貸付可能な伊野町の例により、第5条の貸付金の限度額は「高額介護サービス費の額の範囲内」として調整した。

続いて、第9編民生関係の暫定施行の条例が、第15編にあるので説明する。

「災害弔慰金の支給等に関する条例」と、次のNo.437-2、その次のNo.437-3について、各町村において、弔慰金の額、資金の貸付限度額等に相違があり、協定項目23-3各種福祉制度の取扱いのNo84とNo85の「現行のどおり新町に引き継ぎ、伊野町の例により合併後統一する」という調整方針から、合併時は暫定施行として、3町村のものを残している。

「伊野町家族介護支援金支給条例」及び「本川村ねたきり老人等在宅介護手当の支給に関する条例」

この二つの条例については、在宅で介護を行っているご家族の方への支援について定めているもので、各種福祉制度の取扱いのNo42老人在宅介護手当の調整方針どおり、「平成21年度から統一する」ため、それまでの間は暫定施行とした。

「伊野町心身障害児福祉年金条例」

この条例は、心身障害児を監護している方に福祉年金を支給する条例で、各種福祉制度の取扱いのNo82心身障害児福祉年金事業の調整方針が、「合併後統一」ということであったので、暫定施行としている。

議長：第8編、9編、第15編の一部について質問はないか問う。

曾我部義晴：9編「いの町へき地保育所条例」の第2条であるが、保育所の名称が「いの町立本川へき地保育園」となっているが、保育所ではないか。

議長：保育園に統一したと言うことを聞いている。

法的には、保育所ということになるが、保育所を名称は「保育園」という名称に統一するという説明が、事務局からあっている。

曾我部義晴：そしたら、条例名の「へき地保育所」を「へき地保育園」に直さなければいけないのではないか。

議長：保育所というのが、正式な名前であるが、保育園は通称というふうに考えていた

だければいいのかと思う。法的には「保育園」という名前はない。法律の名前ではなしに、普通の一般名詞として扱えばよいということで、手前の保育所条例でも、第2条で保育所を保育園という名称にするということを事務局が説明をした。一般名詞というふうに理解していただければいいのかと思う。幼稚と保育の違いだけでいいのかと思う。

曾我部義晴：第9編の396-3番の中のいの町立老人福祉センターの位置が、「いの町字」になっているが、字はいるかどうか。

議長：これは説明が抜かっている。これを説明する中で、字は除けるという説明をしていたが、ここの396-3の時に、この説明が事務局からなかった。同じく391-3でも説明がなかったが、字以降を省くということをお願いする。

議長：他に質問はないか問う。

曾我部義晴：遡って申し訳ないが、第7編の「いの町特別会計設置条例」に、今ある本川村の診療所の会計が入っていないがどうしてか。

土居内計画班長：法律の中で特別会計を設けなければならないというふうに規定をされているものについては、条例の中で定めていない。例えば、国民健康保険の特別会計などについても、特に条例で定めなくても法で必要ということで明記をされているので、そういったものについてはこの条例の中には盛り込んでないという形になる。

議長：他に質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：なしと認める。第8編、9編を終了する。

議長：午後3時53分に、暫時休憩する旨宣告

議長：午後4時4分再開、休憩前に引き続き再開する旨宣告

議長：続いて第10編から第11編までの報告を求める。

氏原事務局次長：第10編環境説明

「いの町簡易水道事業等給水条例」

協定項目23-4水道事業取扱いの中で、協議されており、吾北村と本川村の簡易水道と飲料水供給施設について取り決めをしている。これは、吾北と本川地域で適用することになっている。

「いの町飲料水供給施設の設置及び管理に関する条例」

この条例は、吾北村の上八川枝川の一部の施設が該当している。これは吾北地域だけの条例である。

「いの町下水道条例」

伊野町だけの条例で、現状の伊野町の例で策定をしている。

「いの町下水道事業受益者負担に関する条例」「いの町排水設備工事指定業者に関する条例」

これについても、伊野町だけの条例で、伊野町の例により策定している。

「いの町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例」「いの町農業集落排水事業受益者分担金条例」

これについても、伊野町だけの条例で、伊野町の例により策定している。

「いの町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」

協定項目第15の使用料、手数料の取扱いで協定されている。「手数料は、住民の一体性の確保を図ると共に住民負担に配慮し、負担の公平の原則により、合併時に統一する。」ということになっており、伊野町の例によって統一している。なお、今まで、吾北村で使用していた納入証、いわゆるラベルのものについては廃止をするということになっている。

「いの町墓地条例」

現在、伊野町、本川村のみということ、使用料に相違があるが、やはり、協定項目第15の取扱いの中で、「各種施設使用料は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。」とされているが、現状の伊野町、本川村の使用料のとおり引き継いで規定している。

「仁淀川環境保全対策協議会設置条例」「いの町環境審議会条例」「仁淀川の清流保存に関する条例」「いの町ほたる保護条例」

これらの条例については、伊野町のみということ、伊野町の例によって策定をし、適用については、新町全域で適用していくという条例になっている。

北川計画班員：第11編産業経済説明

11編には、施設の設置及び管理に関する条例が何編かあるが、先ほども説明があったが、施設の位置が土地台帳表記「いの町字」となっている部分が多くあるが、これについては、全て住居表示と変更させていただくことを、先に報告させていただく。

「いの町農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例」

これは、農業委員の団体推薦委員について、推薦母体を定めたものであるが、現在の農業委員会法では、推薦母体を条例で定める必要がないため、現在の3町村にはこの条例はないが、改正農業委員会法では定める方向で調整されているので、新町になると必要になると思われることから今回作成している。

「柳瀬農林水産物直売及び食材供給施設の設置及び管理に関する条例」

伊野町にあるもので、名称等変更ないので、伊野町の例に倣い、作成している。

「吾北育苗研修センターの設置及び管理に関する条例」

この施設は、吾北村にあるもので、名称を吾北村育苗研修センターから吾北育苗研修センターとして、吾北村の例規に倣い作成している。

「吾北山村開発センターの設置及び管理に関する条例」

これは、現在吾北村にあるもので、名称を吾北村山村開発センターから吾北山村開発センターとして、吾北村の例規に倣い作成している。

「吾北集落センター及び集会所設置条例」

この施設についても吾北村にあるもので、名称等を訂正して吾北村の例規に倣い作成している。

「いの町越裏門農業技術施設の設置及び管理に関する条例」

この施設は、本川村にあるもので、名称を本川村越裏門農業技術施設からいの町越裏門農業技術施設として、管理運営の委託先を公共団体として、本川村の例規に倣い作成している。

「いの町本川農畜産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例」

この施設は、本川村にあるもので、名称を本川村農畜産物処理加工施設からいの

町本川農畜産物処理加工施設として、管理運営の委託先を公共団体として、本川村の例規に倣い作成している。

「いの町未来森設置条例」

変更点等は特にないので、この条例は本川村にあったものなので、本川村をいの町として作成している。

「いの町本川農林業会館の設置及び管理に関する条例」

この施設は、本川村にあるもので、名称について本川村農林業会館からいの町本川農林業会館として、管理運営の委託先を公共団体として、本川村の例規に倣い作成している。

「長沢木作業所の設置及び管理に関する条例」

この施設も本川村にあるもので、名称について本川村木作業所から長沢木作業所として、管理運営の委託先を公共団体として、本川村の例規に倣い作成している。

「いの町火入れに関する条例」

これについては、3町村ともにあったが、許可の対象期間に多少の違いがあり、伊野町の例規をもとに調整している。

「いの町官行造林地に関する条例」

この条例は、吾北村にあるものを例に作成している。

「いの町造林地に関する条例」

この条例についても、吾北村にあるものを基本に作成している。

「いの町森林基幹道寒風大座礼西線開設事業受益者の分担金に関する条例」

これは、本川村にあったもので、中味については変更ないので名称をいの町として作成している。

「いの町森林管理道中野川長又線開設事業受益者の分担金に関する条例」

これについても、本川村にあったもので、中味については変更ないので名称をいの町として作成している。

「長沢あめご蓄養殖場の設置及び管理に関する条例」

この施設は、本川村にあるもので、名称を本川村あめご蓄養殖場から長沢あめご蓄養殖場として、本川村の例に倣い作成している。

「いの町商工業等振興推進協議会設置条例」

もともと伊野町にあったもので、組織の人数を15人として、その構成の中にコスモス農協、土佐れいほく農協、633美観光協会、本川漁協を加えて作成している。

「土佐和紙伝統産業会館及びいの町紙業総合センターの設置及び管理に関する条例」

この施設は、現在伊野町にあるもので、名称については漢字の伊野町の部分をひらがなとして、その他変更点としては、料金表を全て税込み価格として伊野町の例に倣い作成している。

「土佐和紙工芸村の設置及び管理に関する条例」

この施設についても、伊野町にあるもので、名称等現行のものと相違がない。料金表を全て税込み価格として作成している。

「グリーン・パークほどの施設設置及び管理運営に関する条例」

この施設は、吾北村にあるもので、名称等については現行のものと相違ない。料

金表は全て税込み価格として、現在ある吾北村の例規を例に倣い作成している。

「道の駅「633美の里」物産館の設置及び管理に関する条例」

この施設は、吾北村にあるもので、名称等については吾北村道の駅「633美の里」物産館から道の駅「633美の里」物産館として、吾北村の例に倣って作成している。

「道の駅「633美の里」専用水道の設置及び管理に関する条例」

この施設も、吾北村にあるもので、名称等について吾北村道の駅「633美の里」専用水道から道の駅「633美の里」専用水道として、吾北村の例に倣って作成している。

「木の根ふれあいの森施設の設置及び管理に関する条例」

この施設は、本川村にあるもので、名称、使用料等に変更はないので現在の本川村の例に倣って作成をしている。

「桑瀬寒風茶屋の設置及び管理に関する条例」

この施設は、本川村にあるもので、名称等変更ないが、施設の委託先を財団法人いの町本川開発公社として、本川村の例に倣って作成をしている。

「寺川よさこい茶屋の設置及び管理に関する条例」

この施設についても、本川村にあるもので、名称等変更ないが、施設の委託先を財団法人いの町本川開発公社として、本川村の例に倣って作成をしている。

「瓶ヶ森茶屋の設置及び管理に関する条例」

これについても前2条例と同様に作成している。

「いの町本川直販所の設置及び管理に関する条例」

この施設については、名称を本川村直販所からいの町本川直販所とし、本川村の例に倣って作成をしている。

「道の駅「木の香」の設置及び管理に関する条例」

この施設は、本川村にあるもので、観光物産館のみでなく木の香周辺の施設、温泉施設、ロッジ寒風、ガンゴルフ施設等を含めたものとして作成をしている。別表については全て税込み価格として作成している。

「山荘しらさの設置及び管理に関する条例」

この施設は、本川村にあるもので、管理の委託先を財団法人いの町本川開発公社として、本川村の例に倣って作成をしている。

「白猪谷バンガローの設置及び管理に関する条例」

この施設も、本川村にあるもので、管理の委託先を公共的団体にするとして、本川村の例に倣って作成をしている。

「いの町本川基幹集落センターの設置及び管理に関する条例」

この施設も、本川村にあるもので、名称を本川村基幹集落センターからいの町本川基幹集落センターとし、管理の委託先を財団法人いの町本川開発公社として、本川村の例に倣って作成をしている。

議長：10編、11編について事務局から報告があったが、この報告に対して何か質問はないか問う。

第11編産業経済で「吾北集落センター及び集会所設置条例」の中で、位置に地番がないがどうしてか問う。位置に地番があって区域には地番がないというのはわかるがどうしてか。これも入れるということではよいか。

筒井総務課長（吾北村）：位置の地番は入れる。

議長：地番は入れるということで、了承願う。

議長：続いて12編の説明を願う。

北川計画班員：第12編建設説明

「いの町都市計画審議会条例」

都市計画区域については、現在伊野町にしかないので、都市計画関係は全て伊野町だけにあるものとなっている。調整内容としては、伊野町の例に倣って作成をしている。

「伊野都市計画第1土地区画整理事業施行条例」

名称の過ちを訂正し、説明する。この条例についても伊野町のみのもので、伊野町の例に倣って作成をしている。

「伊野都市計画第2土地区画整理事業施行条例」

これも同じく、伊野町のみのもので、伊野町の例に倣って作成をしている。

「いの町道路占用条例」

協定項目第15号使用料及び手数料の取扱いで、道路河川占用料は事前に調整のうえ合併時に統一をされているので、本条例については、伊野町の例に倣い調整作成している。また、表は全て税込み価格としている。

「いの町営住宅条例」

3町村の相違点として、現在吾北村に村営住宅と特定公共賃貸住宅の設置並びに管理に関する条例があるので、調整内容としては、特定公共賃貸住宅の設置並びに管理に関する条例を統合するとして作成をしている。

「いの町有教員住宅使用条例」

現在、規定は吾北村のみにあり、教員住宅は吾北村に4住宅、本川村に3住宅ある。本条例は、吾北村の例に倣って調整をしている。なお、住宅の使用料については、変更がない。

「いの町自転車駐車場の設置及び管理に関する条例」

これは、伊野町にあるもので、変更等はないが、漢字の伊野町をひらがなのいの町にするという形で、調整作成をしている。

「いの町建築協定条例」

これは、伊野町のみにあるものなので、伊野町の例に倣って作成をしている。

第15編その他の部分の一部建設関係があるので、一緒に説明する。

「伊野町農地災害復旧工事に関する分担金徴収条例」

この条例については、年度途中で調整ができないということで、暫定施行としている。

「伊野町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例」

この条例についても、年度途中で調整ができないということで、暫定施行としている。

「吾北村工事分担金徴収条例」

この条例についても、年度途中で調整ができないということで、暫定施行としている。

「本川村「がけくずれ」住家防災対策事業にかかる分担金徴収条例」

協定項目第23 - 14建設関係事業の取扱いで「現行のとおり新町に引き継ぎ合

併後検討する」となっているが、年度途中での調整ができないということで、暫定施行としている。

議長：続いて第13編の説明を求める。

森木推進班員：第13編公営企業説明

「いの町水道事業の設置に関する条例」

伊野地域において、生活用水その他の浄水を住民に供給するための水道事業の設置に関して規定を定めたもので、協定項目第23-4号水道事業の取扱い(1)による調整方針により、会計の区分は、現行のとおり新町に引き継ぐとされているので、内容の調整はない。

「いの町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」

この条例は、地方公営企業法第38条第4項の規定に基づき、給与の種類等を定めたもので、職員の給与の額及び支給方法は一般職員を準用することとしている。

「いの町水道事業給水条例」

この条例は、水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、供給の条件等必要な事項について定めたもので、協定項目第23-4号水道事業の取扱い(1)による調整方針により、合併時に統一となっているが、水道料金、メーター使用料金等については、伊野町においては現行と変わりがないので、調整事項はない。

議長：続いて第14編の説明を求める。

北川計画班員：第14編消防、防災、交通安全説明

「いの町防災会議条例」

3町村共にあり、中味に相違はないが、調整内容としては伊野町の例に倣って作成をしている。

「いの町災害対策本部条例」

伊野町と本川村にあったもので、調整内容としては伊野町の例に倣って作成をしている。必要に応じて、災害対策本部に支所をおけるようにする内容を設けている。

「いの町消防団の設置等に関する条例」

協定項目第22号消防団の取扱いで協議され、「名称については、新町名の名称とする。区域は、新町の全域とする。」とされているので、それに基づき作成している。

「いの町消防団の任免、定員、服務に関する条例」

この条例についても協定項目第22号消防団の取扱いで協議されており、「団長を1名、副団長を9名以内とする。消防団員の任命については、新町に居住し、または勤務する18歳以上の者であることとする。」と調整されているので、それに基づき作成している。また、伊野、吾北、本川をそれぞれ方面隊として、定員はそれぞれ伊野230人、吾北171人、本川50人、合計451人としている。

「いの町消防団給与条例」

この条例についても協定項目第22号消防団の取扱いで協議されており、「報酬については、全員年額、費用弁償については出勤1回につき5,000円」としているので、それに基づき作成している。また、報酬については、過去1年間出勤実績のない者には、支給しないという旨を設けている。

「いの町消防委員会条例」

現在、伊野町のみにあるものなので、伊野町の例に倣って作成している。

「いの町違法駐車等の防止に関する条例」

現在、伊野町のみにあるものなので、伊野町の例に倣って作成し、新町全域に適用するとしている。

「いの町交通安全条例」

現在、吾北村のみにあるもので、吾北村の例に倣って作成している。

議長：ただ今事務局から11編から14編、そして15編の一部にかけて報告があった。これに対して何か質問はないか問う。

長崎 譲：消防の関係でお尋ねしたい。先ほどの説明で、消防の定員が伊野が230人、吾北171人、本川50人と説明されたが、消防団員として加入をする方が大変、情勢が厳しいということを知っている。若い者が消防団へ入ってくれないということで、伊野の方ではどこも苦勞をされているようだが、この定数がかっちり確保できるだろうか。

議長：できていない。特に伊野については200人を切っている状況である。その中で女性団員も入ってきているが、まだ200人に達していない。吾北、本川の職員さんに消防団が多いといったこと。そして、本川も吾北も勤務時間内にその団員さんがそのまま消防車へ乗っていくといった点を考慮して、伊野町では職員の勤務時間内消防団として、定数内にするか定数外にするか未定であるが、そういった防災力といったものを、今、4～5回訓練したので、少しずつ現場に出れるようになってきている。

曾我部義晴：町民税の法人の税率が、標準より高いということが、前から気になっているが、以前に検討した時に、それはできないという話を聞いておいて気になっているところだが、法人税割が標準よりだいぶ高いのではないかと思うがどうか。

その辺は、中小企業車を育成しなければいけないという観点から、またこれほどの就職難の時にその辺は標準に返して、小中企業者を育成していかなければならないのではないかと、このように思う。高知市を見た場合、高知市の固定資産税の標準税率は100分の1.4で、高知市は100分の1.5にあげている。いの町の法人税の関係は、標準よりだいぶ高いので、標準へ戻すべきではなかろうかと、自分で1人でずっと考えてきたわけだが、その辺はどうか。

氏原事務局次長：法人税の割については、協定項目の中ですでに調印がされているが、現在の制限税率ということで、14.7%、普通であれば12.3%である。これは、吾北と本川が標準税率の12.3%と、伊野町が14.7%ということになっていた。協議会の協議の中でもこのことは協議をされており、十分論議されたというふうに理解している。その中で14.7%でお願いをしたいというようなことではなかったかと記憶している。

曾我部義晴：それは私も記憶にあり、理解している。だけど、今後標準へ返していった中小企業者を育成していかなければいけないのではないかと、また、雇用の場を拡げていかなければならないのではないかとという考えがあるわけである。それは、今度長になられる方が考えていくことであろうとは思いますが、意見を述べさせていただいた。

議長：中小企業の育成については、また別の分野で商工振興補助であるとか、そういった分野もやっているし、言われるとおり標準の税率に戻す戻さないの話、そして、

固定資産の話、これは今14.7%で決定していただいているので今後の町民税の中で検討していかなくてはならないと思っている。それと、今、三位一体の中で税源委譲の額が所得税から個人住民税の方へ移ってきているので、そういったものとマッチさせながらやっていくべきではないかと思うので、現時点では決定いただいた14.7%ということをお願いする。

今日、曾我部委員から意見があったということは、職務執行者も頭に入ったし、職務執行者から、また新しい首長にも引き継ぎがあるというふうに思うので、よろしく願います。

議長：他に質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：質問なしと認め、「いの町条例関係例規（案）について」の報告を終わる旨宣告する。

《その他》

議長：「その他」について、事務局から説明を求める。

別役総務班長：その他として、3点、報告とお知らせをさせていただく。次回第18回協議会は、9月17日、金曜日、午後3時から、すこやかセンター伊野で開催すること、9月1日付けでエコーはがきが高知県内の郵便局で発売になること、皆さまに調整していただいたことをもとに、住民の皆さまに関わりの深い業務の続き方法や住民サービスなどについて「いの町くらしのお助けブック」を作成中で9月上旬に、3町村の全戸に配布予定であることの3点をお知らせする。

西川かず子：合併の記念碑というようなものを建設するというような計画はないか問う。

本山事務局長：本川村と吾北村においては、閉村という形で碑を建てる計画を持っておられるようである。新しい町については、11月の中頃に程野のみじまつりに合わせて、新町のフォーラム的なもの入れてある一定の計画をしてはどうかということはあるが、碑のところまでの話は今のところでない。

西川かず子：閉村式ということも未来夢もふくらんで、この合併が高知県の第1号ということで、私は大変記念すべき合併になるかと思う。それで、是非、記念碑を本川村、吾北村、伊野町の住民の方々もまた後進の方々も16年10月1日は、こういう合併ができたということで、喜んでいただけるような気もする。それで、個人的な意見であるが、場所は、伊野の杉本神社、大国様の前にちょっとした土地がある。これはおそらく国の管轄ではないかと思うが、雑草が生えたりして放置されている。ああいうところだと33号線、本川村の方、吾北村の方も194号線からちょうどあそこへ突き当たっており、伊野町の守りの神様でもある。そういう所へ是非、記念碑を建てていただきたいと希望する。それから、本川村、吾北村、伊野町にも誇れる木も植樹記念として、木を植えて成長を喜んでくださると、何かきちっとした、ここに示しをしていただけたら大変、住民の方々もうれしいのではないかと思う。

合併とは関係ないけれども、仁淀川の分水の記念碑が先だって除幕式があったが、元中内知事、元横山高知市長、元井上町長、これはこれは全身全霊以上のご努力をなさって高知市民のために、仁淀川のお水を分けてあげたという歴史があるが、私

は、行政の職務怠慢とは言われなくても、3人とも故人になって、亡くなられて碑ができたということで、何か淋しい思いがした。やはりそういう意味で、せつかくの高知県の第1号の合併であるので、記念すべき碑を建てていただければ、住民の方々も大変しあわせに感ずるのではないかと思うので、少し提言じみて個人的な意見になるが、是非ご検討をよろしく願います。

○議長：ありがとうございます。合併協議会の予算そのものは皆さん方に承認をいただいている執行であるので、新たないの町の議会での議決になろうかと思う。また、今現在杉本神社の前は33号と194号が交叉しているところであるが、33号は西バイパスができた時に、県に移管をされるというような今の予測である。県に移管されるとなるともっとし易いのではないかというふうな流れもあるし、新しい町で、協議会からこういった意見があったということで、また協議をして参りたいと思う。

○議長：他に質問はないか問う。

○委員：なしの声

○議長：なしと認め、その他について終了する旨宣告する。

○議長：今日は、本当に多くの条例の条文があった。私もこれほど頭数が多いというのは、今又勉強し直したところである。それぞれの委員さんもこれからカウントダウンに入って、新しい町が10月1日に発足するわけであるが、何とぞ暖かく見守っていただきたいと思う。冒頭にも申したが、職務執行者も新しいいの町で頑張ってくれると思うので、今後ともよろしくお願いを申し上げ、また、職務執行者には、次回に閉会のあいさつをしていただきたいと思うので、今日はこれで閉会のあいさつとする。第17回協議会の閉会を宣告する。

【5 閉 会 午後4時48分】

上記会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成 16年 9月 17日

議 長 堀 田 勉

署名委員 片岡 幹夫

署名委員 山 中 浩